

2 学部学生の学業成績基準 (留学生)

学部	学業成績基準
全学部共通（多文化社会学部第3年次及び第4年次で中期又は長期の留学を許可された者を除く）	<p>1 入学後 1 年を経過していない者 次の①又は②のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入学試験時に提出した独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の総得点が試験の平均点以上である者 ② 上記を課さない学部・学科等においては、本人の所属する学部・学科等における入学試験等の成績により学部長が学業優秀であると認めた者 <p>2 上記 1 以外の者（入学後 1 年以上を経過した者） 次の①と②のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学する、学部・学科等における学業成績について、GPA が上位 1/2 以上であること ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする ② 次の a)及び b)のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由（別紙 1 参照）により a)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる <ul style="list-style-type: none"> a) 修得単位数の合計数が標準単位数以上であること b) 学生が提出する学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること <p>ただし、①及び②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が次の廃止の要件に該当する場合には、学業成績基準不可とする。</p> <p>(1) 廃止の要件 次の①から④までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（別紙 2 参照）があると認められないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下であること ③ 履修科目の授業への出席率が 6 割以下であることその他学修意欲が著しく低い状況にあると認められること ④ 次に示す警告の要件に連続して該当すること <p>(2) 警告の要件 次の①から③までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（別紙 2 参照）があると認められないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修得単位数が標準単位数の 7 割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く） ② GPA が学部・学科等における下位 1/4 に属すること ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする ③ 履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当するものを除く） <p>(3) 停止の要件 警告の要件に該当する学業成績に連続して該当する場合のうち、2 回目の警告が（2）②のみに該当すること。</p> <p>※ $GPA = (\text{評価 AA の単位数} \times 4 + \text{評価 A の単位数} \times 3 + \text{評価 B の単位数} \times 2 + \text{評価 C の単位数} \times 1 + \text{評価 D(失格, 欠席等を含む)} \times 0) / \text{前年度の履修登録単位数}$</p> <p>*認定科目は含めないものとする。</p>

	<p>* GPA の計算は、小数点第 3 位以下を四捨五入する。</p> <p>*前年度の学年の成績に基づく単年度 GPA（教養教育科目及び専門教育科目の合算）を利用する。</p> <p>※ 標準単位数＝（卒業に必要な最低修得単位数／修業年限※1）×対象者の在学年数※2</p> <p>※1 長期履修（大学設置基準第 30 条の 2）が認められた学生等については、その認められた履修期間</p> <p>※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が 1 年未満である場合には、その月数を 12 で除した数を控除する。</p> <p>※3 水産学部については、GPA 及び修得単位数について専門教育科目のうち自由科目の授業科目は含めないものとする。</p>
多文化社会学部	<p>1 第 3 年次</p> <p>第 2 年次後期から中期又は長期の留学を許可された者に限り、標準単位数を 45 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>2 第 4 年次</p> <p>第 3 年次から中期又は長期の留学を許可された者に対しては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①3 年次前期から中期の留学を許可された者は、標準単位数を 80 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>②3 年次前期から長期の留学を許可された者は、標準単位数を 60 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>③3 年次後期から中期又は長期の留学を許可された者は、標準単位数を 80 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p>